

学校の在り方地区検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針を踏まえ、実施計画策定に当たりあらかじめ地域の学校教育関係者等で地区の望ましい学校配置等を検討するため、地区ごとに学校の在り方地区検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(地区及び対象区域)

第 2 検討委員会を設置する地区及び対象区域は次のとおりとする。

地 区	対 象 区 域
東 青	青森市、東津軽郡
西 北	五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡
中 南	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
上 北	十和田市、三沢市、上北郡
下 北	むつ市、下北郡
三 八	八戸市、三戸郡

(検討事項)

第 3 検討委員会は、対象区域の県立高等学校の望ましい学校配置等について検討を行う。

(組織)

第 4 検討委員会は、委員及びオブザーバーで組織する。

2 委員は、26 人以内とし、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 市町村長
- (2) 学校教育関係者
- (3) P T A 関係者
- (4) 産業界関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 検討委員会に議事進行を行う進行役を置く。

4 進行役は、委員のうちから、教育長が指名する。

5 オブザーバーは、対象区域の県立学校長のうちから、教育長が指名する。

6 オブザーバーは、教育長の求めに応じ検討委員会に出席し、委員に情報提供するものとする。

(任期)

第5 委員の任期は、1年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6 検討委員会は、教育長が開催する。

- 2 教育長は、委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該委員の申出を受け、代理の者の出席を求めることができる。
- 3 教育長は、必要に応じ、委員及びオブザーバー以外の者に対し、検討委員会への出席を求めることができる。
- 4 教育長は、必要があると認めるときは、あらかじめ委員の了承を得ることにより、書面等による会議を行うことができる。

(庶務)

第7 検討委員会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。